

国民年金

◆免除ってどういう制度？ ◆申請しないとどうなるの？ ◆学生納付特例制度ってどんな制度？

**保険料を
納め忘れた
人は？**



過去2年以内ならさかのぼって納められます。将来たくさんの年金を受けるためにも保険料未納期間はないようにしましょう。



支払った保険料は年末調整や確定申告の際に控除されます。

- Q** 免除の対象になるのかどうか自分ではわかりません。
- A** 免除対象になるかどうかは経済的な状況によって決まります。免除制度が適用されるのは、経済的な理由で保険料の納付が困難と認められた場合です。免除対象となる収入の目安は世帯の構成などによって異なりますので、詳しくは役場国保年金係にご相談ください。
- Q** 免除制度を利用すると、受け取る年金額が減るのでしょうか？
- A** 免除受けていた期間分の老齢基礎年金の給付額は、全額免除で三分の一、半額免除で三分の二になります。免除期間後10年以内であれば、遡って保険料を納めることができ、満額の年金を受給することもできます。ただし、免除を申請しないで未納の状態であれば、二年を経過すると保険料を納付することができなくなります。(半額免除の場合は、半額を納めていないと未納扱いになります。)
- Q** 保険料を納めないのなら未納も免除も同じなのでは？
- A** 免除期間は、受給資格期間(年金を受け取るために必要な期間)として認められます。将来、老齢基礎年金を受給するには「保険料を25年以上納めていること」が必要ですが、免除はこの受給資格期間に含まれません。但し、免除の条件を満たしていても、申請し承認されなければ未納となり、受給資格期間に参入されま

せん。

Q 免除期間中にケガをしたり、働き手がなくなったらどうなるのでしょうか？

A 免除期間中の障害や死亡であっても、障害基礎年金や遺族基礎年金を受け取ることが出来ます。但し、保険料を納めるべき期間に三分の一以上の未納がないことが条件です。または、平成18年3月31日までに初診日のある場合は初診日の属する月の前々月までの直近の一年間、死亡に関しては死亡日の属する月の前々月までの直近の一年間に保険料の未納がないことが条件になります。

*免除の期間は、7月(または申請月の前月)から翌年6月までです。

*今年度も引き続き免除の申請を受けようとする方は早めに申請してください。詳しくは国保年金係へお尋ねください。

学生さんには

学生の方は一般に収入がなかったり、少なかつたりするため、保険料を納めるのが困難な場合があります。そんなときは役場国保年金係に申請をしてください。承認されれば在学期間中の保険料を「後払い」できます。

ポイント①

対象者は、大学(大学院)、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校等に在学する20歳

以上の学生等学生本人の前年度所得が68万円以下であること。

ポイント②

学生納付特例の承認期間は4月(翌年の3月まで)です。届出が遅れた場合は、承認される前の期間について、保険料を納めてなければ未納期間となり、その間に事故等で障害が残っても障害基礎年金が支給されない場合があります。学生納付特例は前年の所得を確認する必要があるため申請は毎年必要です。

ポイント③

学生納付特例の承認を受けた期間は※万一のケガや病気によって障害の状態となった場合に支給される障害基礎年金を受けるための受給資格期間に含まれます。

※老齢基礎年金の受給資格期間に参入されますが、年金額には反映されません。

※承認を受けてから10年以内なら保険料をさかのぼって納めることができます。ただし、2年度を過ぎると当時の保険料に加算金がつきます。満額の老齢基礎年金を受けるためにも卒業したら追納しましょう。

【国民年金に関するお問い合わせは】

住民課 国保年金係

☎6219111

(有)9111